

## 発注者指定型フロー

発注時

- 当初積算は「4週8休補正」で行う（4週8休を前提とするため）
- 特記仕様書等に「発注者指定型(4週8休)」である旨を記載、チェック



入札



契約時

- 受注者は、4週8休を確保した工程表、実施要領様式1を監督員に提出
- ※4週8休を指定した工事であるため、受注者と週休区分の協議不要



施工時

- 受注者は、毎月初めに前月分の実施状況を様式1で報告



- 発注者は、指定どおりの4週8休が達成できない場合、受注者と週休区分の実績に応じた減額補正による変更の協議行う。

※指定どおり4週8休の達成が可能な場合、変更なし

※変更契約手続きに必要な期間を考慮すること

※モデル工事の実施、または、変更手続きに要する期間による工期の延伸は認められない



竣工時

- 受注者は、実施要領様式1の最終実績を監督員に提出する
- 発注者の指定どおり、4週8休が達成した場合、工事成績評定において、第一評定の「5創意工夫 [創意工夫]」に2点、加点する。
- 未達成となった場合、加点無しとする（※モデル工事では減点なし）

各協議、報告の際は「工事打合せ簿」を鑑にして、添付をお願いします